

大阪府特定外来生物 ⚠️ アラートリスト

概要版



2023年6月  
大阪府



## 《アラートリストとは》

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき、環境省は日本の生態系、人の生命・身体、農林水産業関連に被害を及ぼすおそれがある生物を特定外来生物（令和5年6月時点157種）に指定しました。そのうち、大阪府内では、令和5年6月に指定された種も含めて34種が目撃や被害情報があり、これらについて特徴や現在の対策、及び分布情報を取りまとめるとともに、見つけた場合の対応等を「アラートリスト」として取りまとめました。

概要版では、特に注意が必要な5種について掲載しており、見つけた場合は、本リストを基に捕獲や刈取、市町村等への連絡をお願いします。

## ヒアリ



(写真提供：(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所)

## 見つけたらどうすればいいの？

ヒアリ等は攻撃性が強いいため、素手では触らないでください。また、踏むなどいたずらに刺激せず、  
環境省・相談ダイヤル  
【0570-046-110】へ連絡してください。

健康被害



農林水産業被害

生態系被害



## クビアカツヤカミキリ



(写真提供：(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所)

## 見つけたらどうすればいいの？

被害拡大を防ぐために殺虫剤の散布や、成虫の捕殺も効果があるので見つけたら実施するようにしてください。

また、成虫が発生する夏場には、木からの脱出防止のネット巻や薬剤散布の実施、発見情報がない地域で発見した場合は市町村に連絡してください。

大阪府 クビアカツヤカミキリ



健康被害

農林水産業被害

生態系被害



の基準について

- 【軽度の被害が発生している、もしくはその恐れがある】
- 【一定規模の被害が発生している、もしくはその恐れがある】
- 【深刻な被害を発生させている、もしくはその恐れがある】



## アライグマ



足あと



(写真提供：(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所)

### 見つけたらどうすればいいの？

追い詰めたり驚かせたりすると攻撃してくることがあるため、不要な接触は避けてください。市町村による捕獲檻の貸出があるので、捕獲が必要な場合は市町村へ連絡してください。

大阪府 アライグマ



健康被害



農林水産業被害



生態系被害



## オオクチバス



(写真提供：(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所)

### 見つけたらどうすればいいの？

ため池や河川において在来種の保全のため、捕獲・駆除が行われています。

また、釣れた場合は、リリースしないようにし、再び生態系に被害を与えないようにしてください。

健康被害

農林水産業被害



生態系被害



## オオキンケイギク



群落

(写真提供：(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所)

### 見つけたらどうすればいいの？

発見時には、管理者へ連絡してください。また、草刈等実施時には、併せて除去してください。花がきれいだからといって持ち帰らないでください。なお、詳しい除去方法は大阪府ホームページの除去方法を参照してください。

大阪府 オオキンケイギク



健康被害

農林水産業被害

生態系被害



## 《特定外来生物に関する規制事項》

- 飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止されます。
- 輸入することが原則禁止されます。
- 野外へ放つ、植える及びまくことが原則禁止されます。
- 許可を受けて飼養等をする者が、許可を持っていない者に対して譲渡し、引渡しなどをすることが禁止されます。
- 販売することも禁止されます。



## 《外来生物法に関する罰則は？》

- 個人の場合 3年以下の懲役、最高で300万円以下の罰金
- 法人の場合 最高で1億円の罰金



## 《外来種被害予防三原則とは？》

### 『入れない』

生態系や農林水産業、人的に被害や影響を及ぼすことが予想される外来種については、法律で持ち込むことが規制されています。しかしながら、それ以外の外来種であっても、悪影響を及ぼす危険性があるため、むやみに外来種を入れないことが大切です。



### 『捨てない』

動物を飼うときは、成長した際の体の大きさや、こどもが生まれた時のことを考え、最後まで責任をもって飼うことができるかをよく考える必要があります。また、飼いきれずに途中で野外に放してはいけません。



### 『拡げない』

既に野外で生息し、繁殖してしまっている外来種の場合は、人間が誤って運んでしまい、分布を拡げないように注意が必要です。決して今生息・生育している場所から拡げないことが大切です。



#### 表紙について

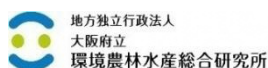
大阪府で見られる、特定外来生物をデザインしました。生き物自身に罪はなく、人間活動により連れてこられたり、追われたりすることに対する怒りを表しています。

発行



大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎22F  
TEL : 06-6210-9557 FAX : 06-6210-9551

編集



地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センター  
〒572-0088 寝屋川市木屋元町10-4  
TEL : 072-833-2770 FAX : 072-831-0229

令和5年6月発行